

4月から
コンビニ収納が開始

4月から町税などを金融機関だけでなく、最寄りのコンビニエンスストアでも支払うことができるようになります。なお、口座振替を利用されている方は、これまでどおり

県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料

問税務課収税班 ☎(0)0323

口座からの引き落としになります。

▼支払いできる町税など

・汚したり折り曲げられたりした納付書など

・納付期限を過ぎた納付書付書

・納付額を訂正した納付書

・納付額が30万円を超える納付書

滞納が増加すると町の行政サービスも減少

滞納者が増えることで、本來、住民サービスに充てられるべき大切な財源が、督促状

▼利用できない納付書
・コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納付書
・納付金額を訂正した納付書
・納付期限を過ぎた納付書付書

▼人間ドックの助成が受けられません

費用の一助成が受けることができなくなります。

納期限内の自主納付が町の財政を手助けし、住民サービスの維持につながります。町では納税者が自主的に納税をする自主納税を推進するため、口座振替の推奨や休日納税窓口の開設など、納税環境を整えています。

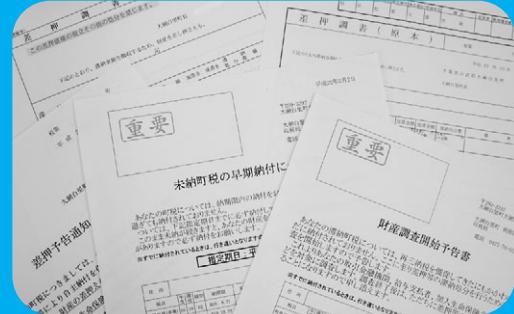
安心安全コーナー

4月から開設の移動交番車の愛称が決定

東金警察署では、管内の交番や駐在所が近くにない地域を中心として、駅前や人通りの多い場所や犯罪・交通事故の多発場所に、4月から移動交番を駐留開設します。この移動交番となる車の愛称を管内19小学校に募集したところ、



悪質な町税滞納は許しません



町県民税・固定資産税・自動車税などの町税や、国民健康保険税などは、決められた納期限内に納めるものであり、納税者の多くは口座振替や自主納付により期限内に納付しています。

しかし、さまざまな理由によつて、納期限内に納めない人「滞納者」が増え続けています。特に「納められるのに納めない」という悪質な滞納者に対しては、地方税法や国税徴収法の規定により、財産を調査し、差し押さえ等の滞納処分を行っています。

なお、財産調査や差し押さえは、自宅訪問や事前の連絡をせずに行います。地方税法では督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、財産を差し押さえなければならぬと規定されています。

えは、督促状を送付し、財

納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状を送付しています。それでも納付されないときは、納税催告書や財産調査開始予告書を送付し、財

産調査を行っています。

差し押さえは次のように行

います。

勤務先へ給与照会後、給与

の差し押さえを実施し、毎月

の給与から一定額を未納税に充てます。

②預貯金の差し押さえ

金融機関への預貯金調査を

実施後に差し押さえを行い、

取り立てた現金を未納税に充

てます。

③不動産の差し押さえ

登記簿調査を実施後に、土

地や建物の差し押さえを行

い、法務局へ差押登記の登録

を嘱託します。また、差押登

記後には、抵当権者（金融機

関や住宅金融支援機構など）

等に差し押さえを行つたこと

を通知します。

問税務課収税班 ☎(0)0323

▼短期被保険者証への切り替え発行

通常の被保険者証より有効期限が短くなります。更新には原則来庁する必要があります。

▼資格証明証への切り替え発行

通常の被保険者証より有効期限が短くなります。更新には原則来庁する必要がありま

す。

▼国民健康保険限度額適用認定証が発行できません

入院等で医療費が高額となつた場合でも、月々の自己負担限度額以上の医療費を窓口

で全額納付することとなります。

▼人間ドックの助成が受けられません

費用の一部助成が受けるこ

とができなくなります。

納期限内の自主納付が町の財政を手助けし、住民サービスの維持につながります。町では納税者が自主的に納税をする自主納税を推進するため、口座振替の推奨や休日納税窓口の開設など、納税環境を整えています。

問税務課収税班 ☎(0)0323

▼差し押さえ状況

年度	件数
平成20年度	161件
平成21年度(1月末現在)	86件

国民健康保険税の滞納にはどうなる処分

納められない方は早めの納税相談を

や催告書の発送経費、財産調査等の経費に使われることとなります。

督査状の郵送料は1通50円かかり、督査状だけで年間約200万円もの費用がかかります。

かかり、督査状だけで年間約200万円もの費用がかかります。

かかり、督査状だけで年間約200万円もの費用がかかります。